

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 事業概要およびこれまでの経緯

1 事業概要

- (1) 事業 (仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業
- (2) 事業者 東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号
株式会社グリーンパワーインベストメント
- (3) 事業内容 風力発電所(陸上)の設置
- (4) 対象事業実施区域 滋賀県長浜市余呉町および福井県南条郡南越前町
- (5) 事業規模 対象事業実施区域: 約 830ha (うち改変面積: 約 57ha)
発電能力: 163,800 kW (※方法書 170,000 kW)
風力発電機: 4,200 kW×39 基 (※方法書 3,400~4,200 kW を最大 50 基)
風力発電機の高さ: 最高到達点 188m、回転半径 78m、支柱の高さ 120m

2 手続きの経緯

(1) 配慮書に係る手続き

- ・配慮書の送付 平成 30 年 8 月 23 日
- ・配慮書の公告・縦覧 平成 30 年 8 月 24 日から 9 月 25 日まで
- ・第 1 回審査会 平成 30 年 9 月 27 日
- ・第 2 回審査会 平成 30 年 10 月 31 日 ※現地確認実施
- ・審査会意見の送付 平成 30 年 11 月 12 日
- ・知事意見の送付 平成 30 年 11 月 22 日

(2) 方法書に係る手続き

- ・方法書の送付 平成 31 年 1 月 15 日
- ・方法書の公告・縦覧 平成 31 年 1 月 16 日から 2 月 18 日まで
- ・第 1 回審査会 平成 31 年 3 月 20 日
- ・第 2 回審査会 令和元年 5 月 17 日
- ・第 3 回審査会 令和元年 6 月 7 日
- ・審査会意見の送付 令和元年 6 月 21 日
- ・知事意見の送付 令和元年 6 月 28 日
- ・事業者報告会(※) 令和元年 9 月 24 日

(※) 特に希少猛禽類について、必要な情報を得るために適正な調査方法となっているのか等の委員からの意見・疑問点に対して 3 回の審査会では事業者からの十分な回答まで至らなかったため、審査会意見・知事意見提出後に報告会を設定。

(3) 準備書に係る手続き

- ・準備書の送付 令和 4 年 3 月 28 日
- ・準備書の公告・縦覧 令和 4 年 3 月 29 日から 6 月 2 日まで

・住民意見の受付	令和4年 3月 29日から6月 16日まで
・第1回審査会	令和4年 4月 25日
・住民説明会	令和4年 5月 24日から5月 26日まで
・第2回審査会	令和4年 7月 25日
・ <u>見解書の送付</u>	<u>令和4年 11月 21日</u>
・ <u>第3回審査会</u>	<u>令和4年 12月 5日</u>

《今後の予定》

・見解書の公告・縦覧	令和4年 11月 28日から12月 28日まで
・公述人の募集	令和4年 12月 28日まで
・公聴会	令和5年 1月 7日
・知事意見の提出期限	令和5年 3月 21日

※公述申出書の提出が無かった場合、公聴会の開催は中止する。

(4) 関係地域の範囲

- ・対象事業実施区域：滋賀県長浜市余呉町、福井県南条郡南越前町
- ・関係地域の範囲：滋賀県長浜市、福井県南条郡南越前町、福井県敦賀市

(5) 準備書の縦覧について

- ・滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目 1-1）
- ・滋賀県湖北環境事務所（長浜市平方町 1152-2）
- ・長浜市役所本庁舎市民生活部環境保全課（長浜市八幡東町 632 番地）
- ・長浜市北部振興局（長浜市木之本町木之本 1757-2）
- ・長浜市余呉支所（長浜市余呉町中之郷 2434）
- ・福井県安全環境部環境政策課（福井市大手 3 丁目 17 番 1 号）
- ・敦賀市役所環境廃棄物対策課（敦賀市中央町 2 丁目 1 番 1 号）
- ・南越前町役場（南条郡南越前町東大道 29-1）
- ・南越前町今庄総合事務所（南条郡南越前町今庄 74-14）
- ・南越前町河野総合事務所（南条郡南越前町河野 15-16-1）
- ・事業者のウェブサイト <https://greenpower.co.jp/index.php/jp>

【発電事業にかかる環境影響評価審査のフロー】

